

「日本ADR協会」設立趣意書

裁判外紛争解決手続（ADR）は、第三者の専門的な知見を反映して、紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっております。こうした認識のもと、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続の選択を容易にすることを目的として、平成19年（2007年）4月1日から「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（以下「ADR促進法」という）が施行され、3年が経過しようとしております。その間、60を超える認証ADR事業者が誕生し、ADRの拡充・活性化が着実に図られ、その認知度も高まりをみせております。しかし、ADRが国民の間に完全に定着し、活用されているかという点と未だ十分とはいえ、さらなる拡充・活性化、認知度の向上が図られることが期待されます。

ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な紛争解決手続の選択肢となるべく、さらなる飛躍・発展を遂げるためには、認証ADR事業者のみならず、その他のADRに関係する団体等が力を合わせ、連携を強化することが必要不可欠であると考えます。

そこで、われわれ発起人一同は、ADRによる個々の紛争の円滑かつ円満な解決が社会により大きな利益をもたらすことをめざし、ADRに関係する団体等による制度改善等のための情報の交換・共有の場を提供するとともに、ADRに対する国民の理解と信頼を醸成し、ADRおよびそれを支える制度の健全な振興を図ることを目的として、この度、「日本ADR協会」を設立することといたしました。

各位におかれましては、われわれの意のあるところをご理解いただき、本「日本ADR協会」設立にご賛同・ご支援賜りたく、お願い申し上げます。

平成22年2月

日本ADR協会設立発起人

青 山 善 充（財団法人自動車製造物責任相談センター理事長）

川 口 富 男（公益社団法人総合紛争解決センター理事長）

小 島 武 司（桐蔭横浜大学学長）

道垣内 正 人（一般財団法人日本スポーツ仲裁機構代表理事）

松 川 忠 晴（特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター理事）

松 嶋 英 機 (事業再生実務家協会代表理事)
山 田 文 (京都大学大学院教授)
山 本 和 彦 (社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会会長)
山 本 幸 助 (一般社団法人日本商事仲裁協会理事長)
渡 部 晃 (日本弁護士連合会ADRセンター委員長)